

英国知的財産庁（UKIPO）、AIと知的財産の関係に関する意見募集の結果を公表

2021年3月24日
JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2021年3月23日、人工知能（AI）と知的財産に関する意見募集の結果をウェブサイト上に公表した。同意見募集は、知財フレームワークが現在AIにどのように関連しているのか並びにAI及び知財の将来について、特許、著作権、意匠、商標及び営業秘密に関する計45の質問から構成されていたところ、同ウェブサイトによれば、2020年9月7日～11月30日の意見募集期間中に92件の回答が寄せられた、としている。

今後のステップとして、例えば、特許分野における、AIにより生み出された発明に関する政策オプションについての協議やAI発明に関するガイドラインの公表、大学主導のセミナーの開催、AIと知的財産権の行使等に関する調査研究の実施等の具体的な取り組みにも言及しつつ、提出された意見を踏まえ、更に検討していくとしている。

<意見募集結果の概要>

（回答結果全般について）

- 回答は、AI技術を生み出す企業や個人、革新的又は創造的な方法でAI技術を利用する者、AIによって権利侵害され得る権利者など、さまざまな知的財産権の所有者及び使用者から寄せられた。また、学者や関心のある一般の方からも多く回答。
- 多くの回答では、知的なコンピュータが新技術の開発において、人間の研究者、クリエイター、発明家を支援するという肯定的な将来を描いており、知的財産がこれをもどのように促進し、支援することができるかについての見解を有していた。
- 一方で、AIが創造的なプロセスから人間性を奪い、知的財産で保護し報酬を与えるように設計されている人間のクリエイターを害し得ることへの警告もあった。
- 多くの分野で、現在の枠組みが将来の課題に対応可能であるとの一般的な合意があり、例えば、ほとんどの人は、既存の責任ルールがAIによる侵害に対応することができると考えている。
- また、AI自身が知的財産権を保有すべきではないとのコンセンサスがあったが、AIにより生成された作品や発明が保護されるべきか否かについては意見が分かれた。

（特許について）

- 多くの回答者は、発明者を確定するための現在の条件は、AIシステムの使用が増えるると、イノベーションの障壁になる可能性があると感じている。発明者の判断基準が特許の利用可能性に影響を与え、AI研究に投資するインセンティブと、イノベーションのプロセスの透明性を低下させる可能性があるとの意見もあった。特許は、AIのイノベーションを保護し、支援するために重要な役割を担っているという点には、一般的

な同意があったが、特許がどの程度まで利用可能であるべきか、またそれが後続のイノベーションに与える影響については、さまざまな見解があった。

- 多くの意見で、当該分野における更なる国際調和を求めるとともに、AI ソフトウェアに関連した UKIPO の特許除外の実務をより明確かつ予測可能なものにする必要性を強調した。
- AI の特許出願が発明の開示要件を満たすか否かについて課題があるとの多くの指摘があった。一部の回答者からは、特許出願をサポートするための大量の情報を提出可能な新たな設備を求めている一方、すべての回答者がこの必要性に同意しているわけではない。

(著作権について)

- 多くの回答者が、人間のクリエイターを最優先することの重要性を強調した。一部の回答者は、AI のみによって作成された作品は、著作権によって一切保護されるべきでないと主張した。他の回答者は、保護されるべきであると主張したものの、存続期間と範囲がより限定された別カテゴリーの権利としてなされるべきであるとした。
- 多くが、AI システムのトレーニングにおける著作権で保護された素材の重要性を認識していたが、著作権の制限はこれを困難にし、潜在的に偏りを生じさせるとの意見もあった。また、ライセンスは、それが必要な人にとって適切で利用可能であるとの意見もあった。
- どの作品が AI のトレーニングに使用されたかを特定することや、作品が人間又は機械のいずれによって作成されたものかを判断することの困難性に関する意見もあった。

(商標、意匠、営業秘密について)

- 回答者は総じて、法は AI の課題に対応するのに十分な適切さと柔軟性を備えていると感じているが、将来、潜在的に課題となり得る問題が指摘されており、これについて検討を続ける必要があるとした。また、発明の開示に関する特許と営業秘密の関係、コンピュータで生成された作品やデザインに関する著作権と意匠の関係も強調された。

<今後のステップの概要>

(目的)

- AI と知的財産に関する活動は、英国が AI 技術のリーダーになるための政府の広範な大望をサポートするものである。
- 政府の成長のためのプランは、長期的な回復とネットゼロへの移行を支援しつつ、英国を新たに出現している技術的機会の最前線に立たせ、国全体の生産性を加速させるものである。それは、英国の強みを活かし、新たな成長の機会を創出し、国家のレベルアップに向けた公約を果たし、英国が世界の科学大国であり続けることを保証するもの。
- 今回の意見募集に続く行動を起こす際には、今後実施するあらゆる施策について以下のことを目指す：

- AI技術のイノベーションを促進し、公共の利益のためにその利用を推進する。
- 人間の創造性とイノベーションを推進するうえで知的財産の中心的役割を維持する。
- 利用可能な最善の経済的エビデンスに基づく。
- UKIPO は、AI と知的財産に関して、引き続きリーダーシップを発揮し、この分野の方策を前進させるにあたり、以下のことを実施する：
 - AI 分野の理解を深め、強固なエビデンスベースを構築するため、ビジネス、技術、研究分野の専門家と協力する。
 - 同じ考えを有する国々に共通のアプローチを提唱し、国際的な場で主導権を取る。
 - この分野での理解を促進するため、AI の開発者及び利用者並びに知的財産の所有者及び利用者とのコミュニケーションを図る。

(行動)

- 特許について
 - 発明者の判断基準を満たさない AI により生み出された発明を保護するため、法改正を含む様々な可能な政策オプションについて、今年後半に協議する。
 - AI 発明のための特許除外実務に関する改訂版の UKIPO のガイドラインを公表し、英国の特許除外実務と AI 発明に関する理解を深めるため、中小企業を含む AI に関心のあるセクターや弁理士業界を関与させる。UKIPO は、ガイドラインに備えて特許実務を見直し、UKIPO と欧州特許庁 (EPO) に出願された AI 特許出願の結果の違いについて確認する。
 - 知的財産の枠組みが、他の要因と並んで AI への投資にインセンティブを与える際に果たす役割に関する理解を深めるため、経済調査を委託する。これは、国際的なエビデンスをまとめるものになる。加えて、英国における AI セクターの推進要因に関する新たなデータと理解を収集するため、他の政府部門と協力する。これは、この分野へのさらなる介入の論理的根拠が存在するか否かを判断するためのエビデンスベースを提供する。
 - 特許出願に開示された、AI システムをトレーニングするのに使われるデータを寄託するシステムの実現性、コスト、メリットを確立するため、利害関係者や国際的なパートナーと協力する。
- 著作権について
 - 著作権者が AI での使用のために著作物をライセンスする方法を見直し、イノベーションと研究を支援するために、改善されたライセンス又は著作権の例外を含む、これを容易にするための手段について協議する。
 - オリジナル作品の著作権を (AI により支援された創作物を含む) 人間の創作物に限定するかどうかを協議する。これと並行して、コンピュータにより生成された作品に対する既存の保護を、そのような作品への投資を反映した保護範囲と存続期間を持つ関連する権利に置き換えるべきか否かについて協議する。また、人間

の著作物と AI の著作物との混同や、誤った著作者名表示 (false-attribution) のリスクを低減するための措置を講じるべきかどうかについても検討する。

● その他

- 意見募集で提起された問題について、理解を深め、協力を促進し、共通の基盤を確立するため、同じ考えを有する国々や (世界知的所有権機関 (WIPO) 及び EPO を含む) 多国間組織と連携する。この国際的なリーダーシップの目的は、バランスのとれた世界の知的財産システムの一部として成長の機会を与える政策アプローチを開発するために、世界的な議論を形成することにある。
- 技術系スタートアップや研究者を含む AI セクターとさらに連携し、理解を深めるため、Office for AI (AI を所管する英国政府機関) 及び AI Council (AI に関する政策評価機関) を含むパートナーと協力する。
- 今回の政府の対応の内容に基づいて、英国全土で大学主導のセミナーのプログラムを開催する。第一段階では、2021 年春にアラン・チューリング研究所との共同セミナーを開催する。
- AI と知的財産権の行使や、この分野での機会と課題に関する研究を実施する。研究は 2021 年秋の報告に向け委託されている。
- IPO の変革プログラムの一環として、AI を知的財産権に関する業務遂行に統合する機会を引き続き模索する。これは、適時に信頼性のある質の高いサービスを提供するという UKIPO の目的を支援するものであり、UKIPO が最近運用を開始した、商標において AI を利用して出願人が高品質の出願を行えるよう支援するサービスである、「Pre-Apply¹」を基にしたもの。また、UKIPO は AI を用いてそのデータを検証し、企業によりすぐに利用できるようにする。

— UKIPO による AI と知的財産に関する意見募集結果は、以下参照 —
(意見募集結果)

[Consultation outcome Artificial intelligence and intellectual property: call for views](#)

(エグゼクティブ・サマリー)

[Executive summary](#)

(特許分野の回答詳細と今後の対応)

[Government response to call for views on artificial intelligence patents](#)

(著作権分野の回答詳細と今後の対応)

[Government response to call for views on artificial intelligence copyright and related rights](#)

(商標分野の回答詳細と今後の対応)

[Government response to call for views on artificial intelligence trade marks](#)

¹ <https://www.gov.uk/government/news/ipo-launches-trade-mark-pre-apply-service>

(意匠分野の回答詳細と今後の対応)

[Government response to call for views on artificial intelligence designs](#)

(営業秘密分野の回答詳細と今後の対応)

[Government response to call for views on artificial intelligence trade secrets](#)

－ 英国での AI と知的財産の動向に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[AIと知的財産に関する英国高等法院及び英国知的財産庁の動向\(2020年9月25日\)\(PDF\)](#)

(以上)